

安全への取り組み

労働災害防止への取り組み

当社は「MES労働安全衛生マネジメントシステムマニュアル」に従って、事業者(社長)による全社安全衛生管理基本方針を表明し、それに従い、全社安全衛生管理計画を策定、実施しています。2018年4月1日持株会社化後も、これまでの安全衛生管理基本方針をグループ全体の方針として継承するとともに、これまで以上にきめ細かな一歩進んだ労働災害防止への取り組みとなるよう進化していきます。

2020年 三井E&Sグループ 安全衛生管理方針

1.基本方針

安全衛生に関する企業行動は、職場に「安全文化」を根付かせ、人財を育成することにより、以下を実現する。

- (1)「安全第一」、「安全を最優先する」ものづくりの定着
- (2)従業員の健康保持・増進の取組みを積極的に推進し、健康で快適な職場を実現する。

2.目標

〈安全目標〉

死亡・重大・休業災害：ゼロ
全災害度数率：0.5以下

〈衛生目標〉

業務上疾病：ゼロ
業務外傷病：休業日数率 0.38%以下
(そのうちメンタル疾患 0.11%以下)

3.重点推進項目

(1)安全

- 1.「2S3定」、「しつけ(躰)」と「習慣」
「2S3定」を徹底し、「しつけ(躰)」が行き届き、「習慣」化された状態を実現する。

2.「安全伝承」と「共育」*

積極的なコミュニケーションを図り、伝える側、伝えられる側、共に内容を理解し、結果につながる良好な関係を築き、安全に作業できる状態を実現する。

※人に教えるということは、相手が育つだけでなく、自分自身も学べる(=育つことができる)という側面から、共に育つこと。

3.「危険予知」から「指差呼称」

何が危険なのか、危険予知(KY)活動で危険なポイントを明確にし、作業前、「～よいか」「～よし」の指差呼称を習慣化し、災害(ミス)が起こらない状態を実現する。

(2)衛生

1.「健康経営」の推進

三井E&Sグループ健康経営宣言に則り、からだの健康、こころの健康、職場の健康対策を従業員への健康投資であるとの経営的視点から各種施策に積極的に取り組む。

2.「メンタルヘルスケア」の推進

4つのケアの推進。①セルフケア②ラインケア③産業保健スタッフによるケア④事業場外の資源によるケアを推進することにより快適な職場を実現する。

3.「ワークライフバランス」の推進と過重労働対策

労働時間適正化のための制度、施策を確実に履行し、精神的・肉体的な疲労の軽減により、ワークライフバランスを実現する。

株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長

岡 良一

2019年度までに、下記のような取り組みを実施してきました。

具体的な取り組み

○労働組合や官公庁行事への協力

- 1.「三井E&S労働組合連合会 安全衛生意識高揚月間」(2月)
- 2.「全国年末年始無災害運動」、「年末年始交通安全キャンペーン」(12～1月)

○月間行事

- 1.全国安全週間及び「安全衛生強調月間」(7月)
- 2.全国労働衛生週間及び「労働衛生月間」(10月)

○安全衛生点検

三井E&Sホールディングス社長安全衛生点検

○その他

「安全衛生スローガン」(強調月間に募集)

2020年三井E&S安全衛生スローガン
「家族の笑顔はあなたが守る 今日一日「ご安全に!」」

リスクアセスメントによる労働災害リスクの低減

三井E&Sグループでは、「労働安全衛生マネジメントシステム」(OSHMS)に基づき、職場に潜む災害発生リスクを洗い出し、リスクアセスメントにより災害の程度と頻度を見積・評価し、労働災害発生リスクの高いものから優先的に対策を行い、本質安全化に向けリスクの低減活動を継続することで、労働災害の防止に努めています。

「安全研修センター」危険感受性向上教育の実施

三井E&Sグループは、ベテラン層の退職や、若年者・協力会社従業員の増加等を背景に玉野事業場に21種類の危険を体感できる安全研修センターを開設(2007年4月)し、安全教育強化の一環として危険体感教育を実施しています。翌年には同様の設備を、大分事業所および千葉事業所にも開設し、各事業所での危険体感教育を実施・推進することで従業員の危険感受性の向上を図っています。



危険体感教育の様子